

転落積載物等の移動協力者に対する報償金贈呈事務処理要領の制定について（通達）

平成3年4月4日

佐警本例規（交指、会）第11号

改正 平成6年12月佐警本例規（会）第28号、11年5月佐本交指第120号

この度、道路交通法の一部が改正され、交通事故による損壊物及び車両から転落した積載物等が、交通の危険又は妨害となっているときは、警察官による除去、移転等の応急措置ができることとされた。

これに伴い、別添のとおり、転落積載物等の移動協力者に対する報償金贈呈事務処理要領を制定し、移動に協力した第三者に対し報償金を贈呈し、道路障害物の早期排除を促進することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

転落積載物等の移動協力者に対する報償金贈呈事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、転落積載物等によって生じた交通上の障害をより迅速に除去し、交通の安全を図るため、転落積載物等の移動に協力した者に対する報償金の贈呈に関し必要な事務処理事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、用語の意義は次に定めるところによるものとする。

（1） 転落積載物等

転落又は飛散した車両の積載物、若しくは交通事故による損壊物（車両を含む。）及び積載物、又は違法に設置された工作物及び物件をいう。

（2） 移動謝金

転落積載物等の移動に協力した者に贈呈する報償金をいう。

（適用事案）

第3条 移動謝金の贈呈は、転落積載物等が次の各号に該当するときに行うものとする。

（1） 道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあるとき。

（2） 占有者、所有者その他権原を有する者が判明しないとき。

（3） 移動にレッカー車等の使用を必要とするとき。

（移動謝金額）

第4条 移動謝金の額は、1事案につき6千円とする。

(取扱責任者)

第5条 警察署長（以下「署長」という。）は、警察署の交通課長若しくは交通課長代理又は宿直主任を移動謝金の事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）に指定するものとする。

2 取扱責任者は、移動謝金の支出及び報償に関する事務に当たるものとする。

(報償事案の報告等)

第6条 警察官は、転落積載物等が適用事案と認めたときは、速やかに取扱責任者に報告するものとする。

2 取扱責任者は、前項の報告を受けたもののうち必要ある場合は、レッカー業者に当該転落積載物等の移動を依頼するものとする。

3 警察官は、レッカー業者等の協力を得て当該転落積載物等を移動するときは、あらかじめ当該転落積載物等による交通の危険又は妨害の状況を写真撮影等により明らかにしておくものとする。

4 移動の措置を講じた警察官は、転落積載物等移動報告書（別記様式第1号）により、署長に報告しなければならない。

(報償事案の審査)

第7条 署長は、転落積載物等移動報告書を受理したときは、適用事案該当の有無について審査するものとする。

(移動謝金の支出方法)

第8条 移動謝金の支出は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）に定める手続きにより、取扱責任者が資金前渡を受け、領収書（別記様式第2号）によって清算するものとする。

(処理簿の備付け)

第9条 取扱責任者は、移動謝金の贈呈状況について移動謝金報償処理簿（別記様式第3号）に登載し、その処理状況を記録しておくものとする。

(報告)

第10条 署長は、四半期ごとに移動謝金の執行の状況について、移動謝金執行状況報告書（別記様式第4号）により、警察本部会計課長を経て警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成3年4月5日から施行する。

別記様式については、搭載省略